

## (1) 新子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について

国では、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25歳～44歳）の就業率の上昇に対応するため、令和2年12月に「新子育て安心プラン」を策定し、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、待機児童の現状を踏まえ、

- ①地域の特性に応じた支援
- ②魅力向上を通じた保育士の確保
- ③地域のあらゆる子育て資源の活用

を柱として、各種取組を推進しています。

新子育て安心プランは、就学前児童数や保育ニーズについて地域の実情を踏まえて適切に見込んだうえで、毎年度必要に応じて見直しを行うこととなっており、今年度提出された各市町の子育て安心プラン実施計画では、令和6年4月1日には待機児童がゼロとなる見込みです。

直近の令和5年4月1日現在の実績【別添1参照】では、申込児童数が利用定員数を超えているのは、「0歳児」が0（昨年も0）、「1・2歳児」が7市町（昨年は4市町）、「3歳以上児」が4町（昨年は5市町）となっており、「1・2歳児」の需要を中心に高い保育ニーズがあることがわかります。

また、申込児童数が利用定員内であるにもかかわらず、待機児童が発生しているのは、「0歳児」が2市町（昨年は5市町）、「1・2歳児」が2市町（昨年は4市町）、「3歳以上児」が0（昨年は1市）となっていますが、利用定員は施設ごとに設定されているため、保育士不足や市町内の地域ニーズの偏り等が考えられます。

### （令和5年4月1日待機児童の発生状況）

令和5年4月1日の県内保育所の待機児童数については、103人となり、昨年同期に比べて39人増加しています。

県全体では、これまで保育所や認定こども園の整備等により、定員の確保に努めてきたところですが、地域ニーズの偏り等もあり、必要となる保育士や施設が確保できなかったため、3市2町において待機児童が発生したと考えられます。

(待機児童数推移)

	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1
合計	80	109	81	50	64	103
待機児童の内、低年齢児（0歳～2歳）の数	78	106	81	50	62	103
待機児童の内、低年齢児の割合	97.5%	97.2%	100.0%	100.0%	96.9%	100.0%
津市	0	0	0	0	0	57
四日市市	33	0	0	0	0	0
松阪市	0	31	0	0	0	0
名張市	19	11	0	0	0	0
亀山市	3	6	15	12	19	5
鳥羽市	0	0	0	0	5	0
熊野市	0	1	0	0	1	0
伊賀市	0	3	7	3	3	3
東員町	0	0	0	7	12	26
菰野町	22	54	55	28	3	0
川越町	0	3	4	0	21	12
明和町	3	0	0	0	0	0

なお、令和5年4月1日時点で待機児童が発生していた3市2町の発生理由と対応については次のとおりです。

・津市

1歳児の申込者数が急増（対前年度比104人）し、たとえ定員に余裕があっても、保育士の確保が追いつかず、園側が受け入れることができたのは増加分の半数が精一杯で、57人が待機児童となりました。このうち、64人が市外からの転入者であるため、子育て世代・共働き世帯の流入増加に伴う就学前児童数の増加（特に1歳児の人口流動）が今回の待機児童発生に係る主要因として考えられます。また、慢性的な保育士不足も要因の一つとして考えられます。

津市では、今般「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」を創設し、令和6年4月1日付で新たに津市の（私立）保育施設に勤務する保育士・幼稚園教諭等に最大20万円を給付することで、保育人材の確保に努めていくこととしています。

・亀山市

保育士不足と受け皿不足の状況が続いているため、待機児童が生じています。

ただし、令和4年度に園舎の増築を行い、受入枠を増加させたことで、令和5年度からは待機児童が減少しています。

・伊賀市

保育施設は足りているものの、低年齢児の申込児童数の増加と保育士不足により、待機児童が生じています。引き続き、保育士の確保に取り組めます。

・東員町

若年層の子育て世帯の転入が増加する等、低年齢の保育ニーズが高まる一方で、十分な保育士の確保ができず、待機児童が生じました。引き続き、保育士の確保及び施設整備に取り組めます。

・川越町

住宅開発の増加や若年層の子育て世帯の流入による転入増で、人口が増加しています。特に低年齢児（0～2才）は、受入可能数を超える申込となっており、また、保育士不足も待機児童発生の一因となっています。引き続き、保育士の確保に取り組めます。

県では、待機児童解消に向けて、引き続き、潜在保育士の職場復帰支援、新任保育士の就業継続支援や保育士修学資金等貸付などの取組を進めるとともに、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士に対する就職・再就職支援や、現任保育士の定着・キャリアアップの支援等を行うことにより、保育士確保を支援していきます。

また、保育の質の向上や保育士の離職防止を進めるため、保育士の加配による低年齢児保育の充実や、保育士の周辺業務を行う人材の配置、働きやすい環境を整えるためのICT等を活用した事務作業の効率化の推進に向けた財政支援などの取組を進めていきます。

**[認定こども園、保育所の整備状況]**

私立の施設で国または県の補助金を活用し、令和4年度中に整備した施設は6施設あり、1号認定（教育）は6名、2号・3号認定（保育）は521名の定員増となり、全体では527名の増加となりました。

**定員の増加を伴う施設の整備状況（令和4年度）**

市町	種別	整備区分	定員増	
津市	保育所	増改築	2・3号	10名増
四日市市	保育所	増改築	2・3号	40名増
四日市市	保育所	創設	2・3号	170名増
松阪市	保育所	創設	2・3号	180名増
伊賀市	保育所	増改築	2・3号	15名増
明和町	幼保連携型認定こども園	増改築	1号 6名増	2・3号 106名増
計	6施設		1号 6名増	2・3号 521名増

また、令和5年度中に完成または完成予定の施設は4施設あり、1号認定（教育）は25名、2号・3号認定（保育）は187名の定員増となる予定であり、全体では、212名の増加となる予定です。

**定員の増加を伴う施設の整備状況（令和5年度（予定））** （令和5年12月末日時点）

市町	種別	整備区分	定員増	
津市	幼保連携型認定こども園	増改築	2・3号	27名増
四日市市	幼保連携型認定こども園	創設	1号 10名増	2・3号 30名増
桑名市	幼保連携型認定こども園	創設	1号 15名増	2・3号 60名増
名張市	幼保連携型こども園	創設	2・3号	70名増
計	4施設		1号 25名増	2・3号 187名増

**[令和3年度中の地域型保育事業開始状況]**

伊勢市 2事業  
 松阪市 1事業  
 計 3事業

**[令和4年度中の地域型保育事業開始状況]**

伊勢市 1事業  
 計 1事業

**[令和5年度中の地域型保育事業開始状況]（令和6年1月1日時点）**

松阪市 1事業  
 計 1事業

市町名	就学前児童数				申込児童数（※）				申込率（※）				利用定員数（※）				利用児童数（※）				待機児童数			
	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
津市	1,648	3,669	6,043	11,360	317	2,289	3,829	6,435	19.2%	62.4%	63.4%	56.6%	586	2,222	4,007	6,815	289	2,087	3,803	6,179	0	57	0	57
四日市市	2,139	4,321	7,033	13,493	259	1,962	3,617	5,838	12.1%	45.4%	51.4%	43.3%	446	2,035	3,804	6,285	238	1,855	3,575	5,668	0	0	0	0
伊勢市	693	1,519	2,508	4,720	107	979	2,181	3,267	15.4%	64.5%	87.0%	69.2%	220	1,029	2,189	3,438	97	926	2,134	3,157	0	0	0	0
松阪市	939	2,070	3,397	6,406	157	1,351	2,661	4,169	16.7%	65.3%	78.3%	65.1%	313	1,566	3,399	5,278	147	1,323	2,657	4,127	0	0	0	0
桑名市	843	1,854	3,036	5,733	84	891	1,613	2,588	10.0%	48.1%	53.1%	45.1%	164	837	1,724	2,725	84	824	1,608	2,516	0	0	0	0
鈴鹿市	1,276	2,732	4,335	8,343	165	1,555	2,633	4,353	12.9%	56.9%	60.7%	52.2%	355	1,614	3,096	5,065	165	1,554	2,632	4,351	0	0	0	0
名張市	354	874	1,539	2,767	53	564	988	1,605	15.0%	64.5%	64.2%	58.0%	170	646	991	1,807	50	541	985	1,576	0	0	0	0
尾鷲市	54	118	222	394	3	88	205	296	5.6%	74.6%	92.3%	75.1%	34	102	219	355	3	88	205	296	0	0	0	0
亀山市	263	732	1,214	2,209	30	429	723	1,182	11.4%	58.6%	59.6%	53.5%	107	382	790	1,279	22	387	721	1,130	5	0	0	5
鳥羽市	54	149	266	469	6	113	256	375	11.1%	75.8%	96.2%	80.0%	13	131	439	583	6	113	240	359	0	0	0	0
熊野市	52	148	242	442	6	98	196	300	11.5%	66.2%	81.0%	67.9%	15	129	267	411	6	98	196	300	0	0	0	0
いなべ市	316	674	1,002	1,992	17	331	972	1,320	5.4%	49.1%	97.0%	66.3%	53	320	1,047	1,420	10	282	970	1,262	0	0	0	0
志摩市	142	338	634	1,114	13	236	371	620	9.2%	69.8%	58.5%	55.7%	49	437	634	1,120	13	236	371	620	0	0	0	0
伊賀市	416	1,013	1,610	3,039	61	635	1,375	2,071	14.7%	62.7%	85.4%	68.1%	225	783	1,625	2,633	48	596	1,374	2,018	0	3	0	3
木曽岬町	22	58	86	166	3	26	64	93	13.6%	44.8%	74.4%	56.0%	6	30	54	90	3	26	64	93	0	0	0	0
東員町	189	438	706	1,333	14	197	470	681	7.4%	45.0%	66.6%	51.1%	30	206	558	794	10	175	470	655	4	22	0	26
菟野町	245	613	1,046	1,904	21	293	720	1,034	8.6%	47.8%	68.8%	54.3%	69	305	803	1,177	19	287	720	1,026	0	0	0	0
朝日町	99	205	334	638	9	108	201	318	9.1%	52.7%	60.2%	49.8%	30	90	130	250	9	107	201	317	0	0	0	0
川越町	154	286	386	826	7	154	234	395	4.5%	53.8%	60.6%	47.8%	30	120	230	380	4	132	234	370	0	12	0	12
多気町	71	165	298	534	3	124	293	420	4.2%	75.2%	98.3%	78.7%	33	166	392	591	3	124	293	420	0	0	0	0
明和町	148	355	611	1,114	22	236	488	746	14.9%	66.5%	79.9%	67.0%	80	283	473	836	22	235	488	745	0	0	0	0
大台町	41	72	134	247	3	52	131	186	7.3%	72.2%	97.8%	75.3%	18	93	234	345	3	52	131	186	0	0	0	0
玉城町	95	227	384	706	6	128	375	509	6.3%	56.4%	97.7%	72.1%	10	129	481	620	6	128	375	509	0	0	0	0
度会町	35	71	143	249	2	49	134	185	5.7%	69.0%	93.7%	74.3%	20	100	200	320	2	49	134	185	0	0	0	0
大紀町	19	44	92	155	5	30	60	95	26.3%	68.2%	65.2%	61.3%	12	60	153	225	5	30	60	95	0	0	0	0
南伊勢町	24	71	95	190	0	46	90	136	0.0%	64.8%	94.7%	71.6%	21	94	175	290	0	46	90	136	0	0	0	0
紀北町	36	88	158	282	3	77	142	222	8.3%	87.5%	89.9%	78.7%	31	73	166	270	3	77	142	222	0	0	0	0
御浜町	29	61	129	219	4	35	115	154	13.8%	57.4%	89.1%	70.3%	9	60	120	189	4	35	111	150	0	0	0	0
紀宝町	57	123	196	376	7	68	182	257	12.3%	55.3%	92.9%	68.4%	12	149	274	435	7	68	145	220	0	0	0	0
三重県	10,453	23,088	37,879	71,420	1,387	13,144	25,319	39,850	13.3%	56.9%	66.8%	55.8%	3,161	14,191	28,674	46,026	1,278	12,481	25,129	38,888	9	94	0	103

※認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園等を除く

## (2) 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続き等について

### ① 認定こども園の設置状況

三重県子ども・子育て支援事業支援計画における、認定こども園の目標設置数は、教育・保育を提供する市町と、私立幼稚園の移行希望を合わせて設定しており、令和2年度から令和5年度までの間で新たに15施設を設置し、既存の55施設と合わせ、令和5年度末までに70施設を設置することとしています。

### ● 認定こども園目標設置数及び設置数 <令和5年12月末時点>

	既設	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
認定こども園目標設置数	55	10	2	1	0	70
設置数（年度内実績）	55	10	4	13	12	94

幼保連携型認定こども園については、令和5年4月1日付けで新たに7施設の設置があり、既存の68施設と合わせて75施設となりました。

保育所型認定こども園については、令和5年4月1日付けで新たに1施設の設置があり、既存の13施設と合わせて14施設となりました。

幼稚園型認定こども園については、令和5年4月1日付けで新たに4施設の設置があり、既存の1施設と合わせて5施設となりました。

その結果、令和5年度の認定こども園数は合わせて94施設となり、令和5年度までの目標設置数（70施設）を達成しています。（令和5年12月末現在）。

### 【参考1】令和5年度の新たな認定こども園の設置状況 <令和5年12月末時点>

	移行・新規の別				計
	幼稚園から	保育所から	幼稚園と保育所を統合	新規	
設置施設数	4	4	4	0	12

※公立幼稚園から移行した園を含みます。

【参考2】認定こども園等への移行状況

各施設（私立幼稚園、私立保育所）の、認定こども園への移行状況については、次のとおりです。

●私立幼稚園における認定こども園への移行状況

令和5年度は12月末時点。

	既設	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計
認定こども園	16	0	0	1	2	19
幼保連携型	15	0	0	1	0	16
幼稚園型	1	0	0	0	2	3

●私立保育所における認定こども園への移行状況

令和5年度は12月末時点。

	既設	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計
認定こども園	19	3	3	7	3	35
幼保連携型	19	3	3	7	3	35
保育所型	0	0	0	0	0	0

※上記のほか、以下の認定こども園があります。

- ・公立施設から移行した認定こども園が34施設（幼保連携型：20園、幼稚園型2園、保育園型12園）
- ・その他、移行を伴わない新規施設、小規模保育事業所・認可外保育施設から移行した施設等が6施設（幼保連携型：4施設、保育所型：2施設）

② 幼保連携型認定こども園の認可手続き等について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）をはじめとする諸法令の改正等に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から、幼保連携型認定こども園は新たな認可施設として位置付けられました。

幼保連携型認定こども園の認可に際しては、三重県でも幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例および同条例施行規則により定めております。令和 6 年度の認可に向けての具体的な手続きや、法第 25 条に定める合議制の機関（認定こども園認可等部会）の開催の時期については、以下のとおりでした。

[令和 5 年度の申請・認可手続き]

時期	内容	備考（依頼様式等）
令和 5 年 9 月末	幼保連携型認定こども園認可仮申請 締切	申請書（第 1 号様式） 認可基準調書（別添第 1 号）
令和 5 年 12 月末	幼保連携型認定こども園認可本申請 締切	申請書（第 1 号様式） 認可基準調書（別添第 1 号） 事業計画書（別添第 2 号）
令和 6 年 1 月	第 1 回認定こども園認可等部会の開催予定（書面開催）	
令和 6 年 2 月中旬または下旬	第 2 回認定こども園認可等部会の開催予定	
令和 6 年 3 月	幼保連携型認定こども園の認可	

私立の幼保連携型認定こども園については、令和 6 年 4 月開設予定である 13 施設の認可に係る本申請があり、認定こども園認可等部会にて審議をいただく予定です。

（四日市市 9 施設、桑名市 1 施設、名張市 2 施設、川越町 1 施設）

また、公立の幼保連携型認定こども園については、令和 6 年 4 月開設予定である 7 施設の設置に係る届出がありました。

（四日市市 3 施設、志摩市 4 施設）

幼保連携型以外の認定こども園の令和 6 年 4 月開設に係る認定申請については、現在申請依頼中です。



### (3) 地域子ども・子育て支援事業について

#### ① 病児保育事業

病児・病後児の預かり(病児保育)については、病院・保育所等において一時的に保育するなどの病児保育事業と、ファミリー・サポート・センター事業として援助を行う会員の自宅で預かる病児・緊急対応強化事業があります。

令和5年度に、病児保育事業に取り組む(広域利用を含む)市町数は24、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業に取り組む(合同実施を含む)市町数は16となります。病児保育及び病児・緊急対応強化事業の両方またはいずれかに取り組む市町数は26です。

病児保育事業について令和4年度より実施市町数が1増加しました。ファミリー・サポート・センター事業については、令和4年度からの増減はありません。

※「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

#### 〔実施状況〕

(令和5年12月1日現在)

#### ●病児・病後児保育: 24市町(広域利用を含む)

・病児対応型(病児・病後児対応型も含む) 施設設置市町 9市、実施市町 22市町  
15施設

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	・津病児デイケアルーム「ひまわり」 ・一志病院病児・病後児保育室「みどり」	
四日市市	・四日市市病児保育室「カンガルーム」 ・桜花台病児保育室「チェリーケア」 ・しもの病児保育室「ひばりルーム」 ・ひなが病児保育室「シェルーム」	
伊勢市	・病児保育エンゼル	明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
松阪市	・医療法人おおはし小児科(アリス) ・病児保育・預かり保育ミー	多気町、明和町、大台町
桑名市	・ウエルネス医療クリニックこどもケアハウスぞうさん ・はなまる病児保育室	いなべ市、東員町、木曾岬町、朝日町、川越町
鈴鹿市	・鈴鹿市病児保育室ハピールーム	
名張市	・みらいのこどもクリニック病児保育室	
志摩市	・よいこ病児保育室	鳥羽市

伊賀市	・ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室	
-----	--------------------	--

※設置機関: 桑名市のはなまる病児保育室は事業所内保育事業、その他はすべて病院又は診療所

・病後児対応型 施設設置市町 5市町、実施市町 5市町  
6施設

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	・津病後児保育室「HUG」 ・高田病後児保育所「ぬくみ」	
鈴鹿市	・鈴鹿市立西条保育所	
菰野町	・聖マリアこども園	
玉城町	・玉城町認定こども園下外城田保育所	
御浜町	・御浜町子育て支援室	

※設置機関: 津市は小規模保育事業と本事業のための専用施設、鈴鹿市は保育所、菰野町と玉城町は保育所型認定こども園、御浜町は子育て支援センター

〔令和4年度の施設整備状況〕（県又は国の補助金を活用して整備を行った施設）

○病児・病後児保育施設 整備なし

〔令和5年度の施設整備予定〕（県又は国の補助金を活用して整備を行う予定の施設）

○病児・病後児保育施設 現時点で整備の予定なし

〔令和6年度の施設整備予定〕（県又は国の補助金を活用して整備を行う予定の施設）

○病児・病後児保育施設 1施設整備予定（川越町）

●ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）：16市町（合同実施5町を含む）  
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、亀山市、熊野市、伊賀市、朝日町（木曾岬町）、玉城町（大台町、度会町、大紀町、南伊勢町）

## ② 放課後児童対策事業

### ●放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置する小学校区の割合は年々増加しています。

令和4年度 96.8%

- ・放課後児童クラブ 328校区(448クラブ)、放課後子ども教室 147校区(77教室)
- ・どちらかが利用可能な校区 331校区 / 全小学校区 342校区 = 96.8%

令和5年度 97.4%

- ・放課後児童クラブ 329校区(445クラブ)、放課後子ども教室 148校区(78教室)
- ・どちらかが利用可能な校区 331校区 / 全小学校区 340校区 = 97.4%

### ●放課後児童クラブの待機児童数(5月1日現在)

放課後児童クラブの令和5年5月1日現在の待機児童数は、前年同日現在より26人増加しました。

令和4年度から比べて、待機児童が0人となった市がある一方で、待機児童が増加した市町があり、依然として複数の市町で待機児童が発生しています。

放課後児童クラブ施設の新設や改修等により利用定員を増やしているものの、利用希望者が増加し、現状のクラブ定員数では受け入れることができなかったことによります。

令和4年5月1日現在      5市町      52人  
令和5年5月1日現在      5市      78人

市町名	令和4年度	令和5年度	増減
津市	22	32	10
四日市市	4	0	▲ 4
伊勢市	0	2	2
鈴鹿市	0	8	8
名張市	8	4	▲ 4
伊賀市	17	32	15
御浜町	1	0	▲ 1
合計	52	78	26

各市町の待機が発生した主な理由は次のとおりです。

○津市

- ・宅地開発が進む地区において児童が増加しており、申込みが定員を超過したため。
- ・放課後児童支援員(補助員含む)の不足や児童一人当たりの専用区画面積(1.65 m<sup>2</sup>以上)が確保できないことなどにより、受入れ児童数を増加できず、定員超過に陥ったため。

○伊勢市

- ・放課後児童支援員等の人材確保が困難であり、新規開設等ができないため。

○鈴鹿市

- ・校区の入学者数が昨年比で微増したことに加え、共働き世帯が増えたことにより、定員を超過する申請があったため。

○名張市

- ・定員を超過する申込みがあったため。

○伊賀市

- ・市街地の中心部にある校区において、児童数が多く、定員を超過する児童の申込みがあったため。
- ・中高学年の退所する児童の数が少なく、新1年生等の新規の申込みが溢れて定員を超過してしまったため。

県では、待機児童解消に向けて、引き続き、放課後児童クラブの運営や施設整備への補助を行うとともに、放課後児童支援員等の研修を実施し、支援員等の確保、資質の向上に努めていきます。

●放課後児童クラブの定員の増加を伴う施設の整備状況

[令和4年度の施設整備状況](県又は国の補助金を活用して整備を行った施設)

○放課後児童クラブ 7施設

津市	南が丘地区放課後児童クラブ・たんぽぽクラブ4丁目	(定員 47 名	創設)
津市	南が丘地区放課後児童クラブ・たんぽぽクラブ5丁目	(定員 56 名	創設)
松阪市	伊勢寺小学校区放課後児童クラブ	(定員 15 名増	改築)
松阪市	第二小学校区放課後児童クラブ	(定員 30 名	創設)
名張市	桔梗が丘南小学校区放課後児童クラブ1・2	(定員 33 名増	改修)
いなべ市	第2石樽放課後児童クラブ	(定員 25 名増	改築)
伊賀市	依那古放課後児童クラブ	(定員 35 名	創設)

[令和5年度の施設整備予定](県又は国の補助金を活用して整備を行う予定の施設)

○放課後児童クラブ 2施設

津市	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ	(定員 47 名増	改修)
明和町	(仮称)統合小学校放課後児童クラブ	(定員 210 名	創設)

※2 か年事業(令和5年度～令和6年度実施)

[令和6年度の施設整備予定](県又は国の補助金を活用して整備を行う予定の施設)

○放課後児童クラブ 5施設整備予定(津市、桑名市、鈴鹿市、熊野市)

※2か年事業除く。

### ●ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料支援の状況

ひとり親家庭の児童に係る放課後児童クラブ利用料を減免する放課後児童クラブに対して、1児童あたり月額3,000円補助を実施(県 1/2、市町 1/2 負担)。

(放課後児童クラブ活動事業費補助金実績報告より)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町数	25市町	25市町	26市町
クラブ数	349ヶ所	363ヶ所	379ヶ所
対象児童数 (年間延べ)	15,048人	15,154人	14,958人
対象児童数 (月平均)	1,254人	1,254人	1,246人

## (4) 人材確保と質の向上について

## 人材確保

## ① 保育士・保育所支援センター事業

潜在保育士の現場復帰支援や就職相談、新任保育士の就業継続支援研修、経営者・管理者の職場環境改善・トップマネジメント能力の向上のための研修等を実施しています。

[令和4年度取組実績]

実施事業	件数・開催回数・日時等
(1)潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援の実施	<p>①潜在保育士復帰支援専門相談員の配置</p> <p>②ハローワークと連携「保育のおしごと相談会」開催(96回)</p> <p>③就労相談、支援、求人及び求職に対する就労斡旋事業</p> <p>④センター登録者への事業案内等の情報提供(年7回)</p> <p>⑤潜在保育士等就労・職場復帰支援研修 eラーニング(動画配信)で5講座実施(2時間/1講座) 配信期間:令和4年10月3日~令和5年2月28日 テーマ:子どものあそび、質を高める記録の取り方 など (申込:45人 視聴回数:計237回)</p> <p>⑥職場体験 ウェブ研修受講者のうち、保育現場での体験を希望する者に対して、職場体験の機会を提供(体験希望者5人)。</p>
(2)保育士確保等研修の実施	<p>①新任保育士就業継続支援研修 (受講者数:180人) 県内2箇所で開催(1箇所あたり2日間) 計4回 津 令和4年6月28日・7月8日 四日市 令和4年6月24日・6月27日 テーマ:子どもとのかかわり方 など</p> <p>②保育所の経営者・管理者職場環境改善等研修 eラーニング(動画配信)で2講座実施(2時間/1講座) 配信期間:令和4年11月17日~12月7日 テーマ:質の向上とチームづくり、保護者支援 (申込:182人 視聴回数:計237回)</p>
(3)保育士・保育所支援センターウェブサイトの活用	<p>ウェブサイトに掲載する施設情報の追加・更新、求人情報の更新、保育士・園インタビューの追加掲載を行った。</p>
(4)市町・他機関との連携	<p>市町や他機関主催の就職ガイダンス等へ参加。</p> <p>①「なばり保育士・幼稚園教諭就職フェア」(名張市主催) 令和4年5月29日</p> <p>②「保育のお仕事相談会」(鈴鹿市主催) 令和4年7月31日</p> <p>③「潜在保育士復職・就職支援研修会」(松阪市主催) 令和5年1月18日</p> <p>④保育士確保状況等調査 令和4年度保育士等採用状況調査を実施。</p>

[令和5年度取組状況(12月末時点)]

実施事業	件数・開催回数・日時等
(1)潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援の実施	<p>①潜在保育士復帰支援専門相談員の配置</p> <p>②ハローワークと連携「保育のおしごと相談会」開催 (71回)</p> <p>③就労相談、支援、求人及び求職に対する就労斡旋事業</p> <p>④センター登録者への事業案内等の情報提供 (8回)</p> <p>⑤潜在保育士等就労・職場復帰支援研修 (申込:23人) eラーニング(動画配信)で5講座実施(2時間/1講座) 配信期間:令和5年10月2日~令和6年2月29日 テーマ:これからの保育、子どもによりそう保育 など</p> <p>⑥職場体験 ウェブ研修受講者のうち、保育現場での体験を希望する者に対して、職場体験の機会を提供。</p>
(2)保育士確保等研修の実施	<p>①新任保育士就業継続支援研修 (受講者数:194人) 県内2箇所で開催(1箇所あたり2日間) 計4回 津 令和5年6月30日・7月24日 四日市 令和5年6月23日・7月8日 テーマ:保育現場のコミュニケーション</p> <p>②保育所及び放課後児童クラブの経営者・管理者職場環境改善等研修 eラーニング(動画配信)で2講座実施(2時間/1講座) 配信期間:令和5年11月21日~12月18日 テーマ:不適切保育防止、ハラスメント予防 (申込:185人 視聴回数:計326回)</p>
(3)保育士・保育所支援センターウェブサイトの活用	<p>ウェブサイト「みえのほいく」に掲載する施設情報の追加・更新、求人情報の更新、保育士・園インタビューの追加掲載を行っている。</p>
(4)市町・他機関との連携	<p>市町や他機関主催の就職ガイダンス等への参加</p> <p>①「保育のお仕事相談会」(鈴鹿市主催) 令和5年5月14日</p> <p>②「なばり保育士・幼稚園教諭就職フェア」(名張市主催) 令和5年5月20日</p> <p>③保育士確保状況等調査 令和5年度保育士等採用状況調査を実施。調査結果については、次々頁の【参考】を参照。</p>

## ② 保育士修学資金等貸付事業

### [保育士修学資金貸付]

- 1 目的：保育士の資格の取得をめざす学生に修学資金を貸し付けることにより、保育士の人材確保および定着を図る。
- 2 事業の実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
  - (1) 貸付対象者：指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者
  - (2) 貸付内容：月額5万円以内、最長2年間、無利子、免除規定あり
  - (3) 制度開始時期：平成27年度
- 4 令和4年度実施状況：新規貸付49人、令和3年度からの継続貸付19人
- 5 令和5年度実施状況：新規貸付39人、令和4年度からの継続貸付41人

### [保育士就職支援準備金貸付]

- 1 目的：潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業の実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
  - (1) 貸付対象者：以下の要件をすべて満たす者。
    - ・保育所等の施設又は事業を離職した者、又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
    - ・保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する者※令和2年度から、就業1ヶ月以内の者を含むよう改正。
  - (2) 貸付内容：40万円以内（1回限り）、無利子、免除規定あり
  - (3) 制度開始時期：平成28年度
- 4 令和4年度貸付実績：6人
- 5 令和5年度貸付：0人（12月末時点）

### [保育補助者雇上費貸付]

- 1 目的：保育士の業務負担軽減を図るため、保育補助者の雇上げに必要な費用を保育事業者に貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業の実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
  - (1) 貸付対象者：県内において、特に保育士の業務負担軽減に資する取組、保育士資格の取得を目指す保育補助者を新たに雇い上げる以下の事業を行う者
    - ①保育所及び幼保連携型認定こども園
    - ②小規模保育事業
    - ③事業所内保育事業
    - ④企業主導型保育事業
  - (2) 貸付内容：年額295万3千円以内、最長3年、無利子、免除規定あり
  - (3) 制度開始時期：令和3年度
- 4 令和4年度貸付実績：3件
- 5 令和5年度貸付：（募集休止）



### ③ 保育対策総合支援事業費補助金等

#### 【保育体制強化事業】

保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を新たに配置した私立保育所等に対して補助を実施する市町に対し、補助を行う。

R4：6市町

R5：7市（予定）

#### 【保育補助者雇上強化事業】

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、私立保育園等における保育士資格を持たない保育補助者の雇上げ費用を支援する市町に対し、補助を行う。

R4（新規）：2市町

R5：2市（予定）

### 【参考】保育所・認定こども園における人材確保の実施状況

#### ※調査方法

各市町に対して、市町内の保育所および認定こども園における令和5年度当初に採用しなかった保育士（保育教諭）数等について調査した。

（保育士・保育所支援センター調べ）

※調査結果は【別添2】参照

#### ●採用状況

（全体）

項目	人数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	880人	正規 509人（57.8%） 非正規 371人（42.2%）
採用できた保育士（保育教諭）数	641人	正規 400人（62.4%） 非正規 241人（37.6%）

※保育士（保育教諭）の採用達成率 72.8%（正規 78.6%／非正規 65.0%）

（公立施設）

項目	人数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	296人	正規 112人（37.8%） 非正規 184人（62.2%）
採用できた保育士（保育教諭）数	214人	正規 109人（50.9%） 非正規 105人（49.1%）

※保育士（保育教諭）の採用達成率 72.3%（正規 97.3%／非正規 57.1%）

（私立施設）

項目	人数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	584人	正規 397人（68.0%） 非正規 187人（32.0%）
採用できた保育士（保育教諭）数	427人	正規 291人（68.1%） 非正規 136人（31.9%）

※保育士（保育教諭）の採用達成率 73.1%（正規 73.3%／非正規 72.7%）

このことから、引き続き、公立・私立ともに必要とされる人材が十分に確保できている状況ではないことがわかります。また、施設が求める人材については、公立では非正規職員を求める傾向があり、私立では正規職員を求める傾向にあり、これは例年と同様です。

●在職者数

令和5年4月1日現在、県内の保育所および認定こども園に在職する保育士（保育教諭）数は、女性が8,938人、男性が218人、合計9,156人でした。（男性の全体に占める在職者率は2.4%）

昨年度の調査では、在職する保育士（保育教諭）数は合計で9,026人であり、保育現場で働く職員が増加しています。

●人材確保のために相談した機関等

保育士（保育教諭）確保にあたり、201園中142園（70.6%）がハローワークに、23園（11.4%）が保育士・保育所支援センターに、80園（39.8%）が派遣会社に相談しています。

その他として、市町の広報誌やホームページへの掲載、求人広告や求人サイトの活用、指定保育士養成校の大学・短大への相談などが挙がっています。

## 質の向上

### ① 幼稚園教諭・保育教諭・保育士のための研修等

#### ●公立の幼稚園教諭・保育教諭

公立の幼稚園教諭のための幼稚園等新規採用教員研修（園外研修9回、園内研修10日）および幼稚園等中堅教諭等資質向上研修については、教育公務員特例法に基づき、県教育委員会において実施しており、公立認定こども園の保育教諭についても、これに参加する形をとっています。

#### ●私立の幼稚園教諭・保育教諭

私立の幼稚園教諭や幼稚園から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修については、公立の幼稚園教諭の研修に準じた形で三重県私立幼稚園・認定こども園協会において実施しています。

9回のうち5回については、県教育委員会との公私合同研修として実施しています。

県は、三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修に対して、補助を行い支援しています。

#### ●公私立の保育士・私立の保育教諭のための新任研修

公私の保育士や保育所から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修の園外研修については、平成27年度から保育士・保育所支援センターにおいて、新任保育士の就業継続支援研修（採用から概ね3年程度）として実施し、参加を働きかけています。（「人材確保①保育士・保育所支援センター事業」に記載）

#### ●保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修

保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修を、県教育委員会と連携して、子どもたちを取り巻く現状や現場のニーズに合わせて実施しています。

#### 〔令和4年度の実施状況〕

研修	実施状況
1. 公立幼稚園等新規採用教員研修 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 (三重県教育委員会主催)	受講者 23名 受講者 12名
2. 乳幼児教育研修 (三重県教育委員会主催)	
①児童虐待の現状と教職員の役割	受講者 94名
②0・1・2歳児からの発達と学び	受講者 137名
③保育の質向上につながるICT活用と危機管理	受講者 88名
※①②はネットDE研修による動画配信研修 ③はハイブリッド研修	

<p>3. 乳幼児教育関連講座 (三重県教育委員会主催)</p> <p>①一緒に始めよう、考えよう人権教育 －心に響く人権学習の進め方－</p> <p>②誰もが自分らしく生きられる社会へ －多様な性のあり方</p> <p>③未来を拓く人権教育 －一人ひとりの自己実現をめざして－</p> <p>④通常学級における特別な支援</p> <p>⑤困り感のある子への支援 －見る機能と身体の動き－</p> <p>⑥日本語指導を必要とする児童生徒への支援</p> <p>⑦自分と相手を大切にす言葉がけの実践</p> <p>⑧子どもの気持ちの聴き方・受け止め方と感情コントロール</p> <p>⑨「ネットいじめから子どもを守る！」SNSいじめの未然防止と解決に向けて</p> <p>⑩不登校児童生徒への対応</p> <p>⑪身近な自然と環境教育 －学校の木から学べるSDGs－</p> <p>※③⑨⑪は集合研修、①④⑤⑦⑩は Zoom によるオンライン研修、②⑥⑧はハイブリッド研修</p>	<p>受講者 10名</p> <p>受講者 2名</p> <p>受講者 8名</p> <p>受講者 19名</p> <p>受講者 34名</p> <p>受講者 8名</p> <p>受講者 18名</p> <p>受講者 26名</p> <p>受講者 1名</p> <p>受講者 6名</p> <p>受講者 1名</p>
<p>4. 私立幼稚園研修等事業費補助金</p>	<p>三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修事業等について補助を実施。</p> <p>私立の幼稚園教諭・保育教諭の新規採用教員研修会など</p> <p>10事業を実施(一部オンラインでの実施)</p> <p>参加者 1,586名</p>
<p>5. 人権保育専門研修 (三重県主催)</p> <p>①わらべうたあそびを通じた人権保育</p> <p>②参加型学習</p> <p>③乳児保育の実践</p> <p>④障がい児共生保育</p> <p>⑤人権保育から保護者支援を考える</p> <p>⑥多文化保育</p> <p>⑦外国ルーツの子どもの学習支援と家庭支援</p> <p>⑧各園における人権保育を推進するために(3回連続講座)</p>	<p>3会場 受講者 55名</p> <p>3会場 受講者 94名</p> <p>3会場 受講者 75名</p> <p>3会場 受講者 66名</p> <p>3会場 受講者 141名</p> <p>3会場 受講者 63名</p> <p>3会場 受講者 52名</p> <p>3回 受講者 128名</p> <p>合計 24回 674名受講</p>

〔令和5年度実施状況〕

研修	実施状況
1. 公立幼稚園等新規採用教員研修 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 (三重県教育委員会主催)	受講者 22名 受講者 16名
2. 乳幼児教育研修 (三重県教育委員会主催) ①児童虐待の現状と教職員の役割 ②0・1・2歳児からの発達と学び ③写真等を活用した保育のドキュメンテーションについて ※①②はネットDE研修による動画配信研修 ③はZOOMによるオンライン研修	受講者 15名(12月13日現在) 受講者 70名(12月13日現在) 受講予定者 35名(12月13日現在)
3. 乳幼児教育関連講座 (三重県教育委員会主催) ①一緒に始めよう、考えよう人権教育 ②人権研修と性の多様性について ③未来を拓く人権教育 ー一人ひとりの自己実現をめざしてー ④自他を認め合い自己肯定感を育む教育 ーいじめを生まない仲間づくりー ⑤通常学級における特別な支援 ー学級経営ー ⑥特別支援教育 ー二次的な障がいを予防するー ⑦特別支援教育基礎講座【自閉症児の教育】 ⑧SDGsを通して学ぶ!多文化共生教育 ⑨不登校児童生徒への支援 ⑩SDGs×森林環境教育 ※①④⑩は集合研修、②③⑤⑥⑦⑧⑨はZoomによるオンライン研修	受講者 8名 受講者 12名 受講者 5名 受講者 19名 受講者 25名 受講者 25名 受講者 1名 受講者 6名 受講者 4名 受講者 1名
4. 私立幼稚園研修等事業費補助金	三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修事業等について補助を実施。 私立の幼稚園教諭・保育教諭の新規採用教員研修会など 10事業を実施 参加者 1,599名(予定)

5. 人権保育専門研修 (三重県主催)			
①性のあり方、性の多様性	3会場	定員	90名
②参加型学習	3会場	定員	95名
③保護者支援	3会場	定員	160名
④障がい児共生保育	3会場	定員	115名
⑤子どもの貧困	3会場	定員	141名
⑥多文化共生保育	3会場	定員	105名
⑦仲間関係づくり	3会場	定員	140名
⑧各園における人権保育を推進するために(3回連続講座)	3回	定員	135名
	合計		24回

## ② 保育士等キャリアアップ研修

本研修は、保育現場において、園長、主任保育士の下で、リーダー的な役割を担う保育士等に対し、多様な課題への対応や若手の指導など、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に平成30年度から実施しています。

令和3年度から、受講機会を確保するため、一部の分野を除いてeラーニング形式での研修を採用し、4年度からは全分野において採用しました。

令和5年度には、「保育実践」を加えて7分野から8分野へとし、研修体系の充実を図りました。

### 〔令和4年度実施状況〕

研修	実施状況
保育士等キャリアアップ研修	eラーニングにより実施
①乳児保育	①修了者 535名
②幼児教育	②修了者 468名
③障がい児保育	③修了者 625名
④食育・アレルギー対応	④修了者 436名
⑤保健衛生・安全対策	⑤修了者 279名
⑥保護者支援・子育て支援	⑥修了者 477名
⑦マネジメント	⑦修了者 343名
	合計 3,163名修了

〔令和5年度実施予定〕

研修	実施状況
保育士等キャリアアップ研修	eラーニングにより実施
①乳児保育	①受講者 462名
②幼児教育	②受講者 341名
③障がい児保育	③受講者 365名
④食育・アレルギー対応	④受講者 337名
⑤保健衛生・安全対策	⑤受講者 284名
⑥保護者支援・子育て支援	⑥受講者 318名
⑦マネジメント	⑦受講者 295名
⑧保育実践	⑧受講者 170名
	合計 2,572名受講

③ 放課後児童対策事業に関する研修

放課後児童支援員認定資格研修を実施することにより、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の有資格者の配置を進めています。

さらに、放課後児童支援員等を対象とした資質向上研修を実施することで、放課後児童支援員のキャリアアップを図るとともに、放課後児童支援員の処遇改善につなげています。

これらの研修は、受講機会を確保するため、令和5年度からすべて e ラーニング形式で実施しています。

●放課後児童支援員県認定資格研修

〔令和4年度実施状況〕

県内8か所（四日市・亀山・伊賀・津・松阪・玉城・紀北・御浜）で開催

※四日市、玉城は2回開催

修了者：288人

〔令和5年度実施状況〕

eラーニング形式で実施（前期と後期を実施、一期の受講期間は3か月程度）

（前期）修了者：162人 （後期）受講者：85人

●放課後児童支援員等資質向上研修

〔令和4年度実施状況〕

県内2か所（四日市・津）で開催

修了者：225人

〔令和5年度実施状況〕

eラーニングで実施（前期と後期を実施、一期の受講期間は2か月程度）

（前期）受講者：145人 （後期）受講者：52人

④ 子育て支援員に関する研修

小規模保育、家庭的保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の子育て支援分野において、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、支援

の担い手となる人材が必要となる知識や技能等を修得するための研修を進めています。

(ア) 放課後児童コース 【令和4年度新規】

〔令和4年度実施状況〕

県内3つの指定保育士養成校（四日市、鈴鹿、伊勢）で開催

修了者：28人

〔令和5年度実施状況〕

eラーニング形式で実施（受講期間は2か月程度）

受講者：21人

(イ) 地域保育コース（地域型保育）

〔令和4年度実施状況〕

県内3つの指定保育士養成校（四日市、鈴鹿、伊勢）で開催

修了者：44人

〔令和5年度実施状況〕

eラーニング形式で実施（受講期間は2か月程度）

受講者：42人

(ウ) 地域子育て支援コース（利用者支援事業・基本型／特定型）【令和5年度新規】

〔令和5年度実施状況〕

eラーニングで実施（受講期間は2か月程度）

受講者：13人

(エ) 地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業） 【令和5年度新規】

〔令和5年度実施状況〕

eラーニングで実施（受講期間は2か月程度）

受講者：25人



令和5年度 保育士等採用状況調査票

市町名	公立								私立								(4)保育士(保育教諭)確保にあたり相談した機関(実施した保育所・認定こども園数)			
	(1)令和5年度初めに採用しなかった保育士(保育教諭)数		(2)令和5年度初めに採用できた保育士(保育教諭)数		(3)令和5年4月1日現在の保育士(保育教諭)数		充足率		(1)令和5年度初めに採用しなかった保育士(保育教諭)数		(2)令和5年度初めに採用できた保育士(保育教諭)数		(3)令和5年4月1日現在の保育士(保育教諭)数		充足率					
	正規職員A	非正規職員B	正規職員A'	非正規職員B'	男性C	女性D	正規職員A'/A	非正規職員B'/B	正規職員A	非正規職員B	正規職員A'	非正規職員B'	男性C	女性D	正規職員A'/A	非正規職員B'/B	ハローワーク(件数)	保育士・保育所支援センター(件数)	派遣会社(件数)	その他(具体的に記入)
桑名市	6	0	6	0	2	167	100%	-	43	17	27	9	6	388	63%	53%	16	5	10	大学・短大・専門学校・保育士紹介会社、保育系学生就職連絡協議会、私立保育園連盟就職ガイダンス、広告、HP
いなべ市	0	5	0	1	0	115	-	20%	14	8	11	5	4	230	79%	63%	11	0	11	人材紹介会社からの紹介、自社のホームページに掲載
木曾岬町	1	6	0	3	1	10	0%	50%	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	1	
東員町	1	9	3	3	3	100	300%	33%	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	
四日市市	20	26	22	19	15	646	110%	73%	85	39	52	26	15	549	61%	67%	10	4	11	大学、短大、養成校
菰野町	6	3	5	3	7	178	83%	100%	2	3	2	4	2	52	100%	133%	0	0	0	
朝日町	3	0	2	0	4	98	67%	-	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	3	
川越町	2	18	2	11	0	77	100%	61%	2	0	2	0	0	29	100%	-	4	4	3	短大等の養成指定校
鈴鹿市	10	0	10	0	6	347	100%	-	56	27	52	15	22	715	93%	56%	10	5	12	大学、短大、養成校、保育士紹介業、有料人材紹介会社、在籍保育士、保育実習、就職フェア、ダイレクトリクルーティング
亀山市	3	3	3	3	3	141	100%	100%	10	1	6	6	2	102	60%	600%	9	0	1	市HP・広報(9)、新聞折込(9)自治会全戸配布(9)、WEB求人(9)、知人からの紹介(1)、職員からの紹介(1)
津市	8	30	8	20	21	684	100%	67%	71	25	59	20	22	873	83%	80%	14	0	10	高田短期大学、皇學館大学、三重大学、名古屋文化学園、エアワーク
松阪市	7	12	9	12	13	397	129%	100%	33	14	27	10	7	421	82%	71%	16	1	9	大学、養成校、就職ガイダンス参加、潜在保育士研修参加者、折込み広告、インリード等、知り合い等の紹介
多気町	2	0	2	0	3	83	100%	-	3	0	3	0	1	16	100%	-	0	0	0	町広報誌
明和町	3	2	3	1	4	110	100%	50%	20	0	16	0	1	64	80%	-	0	0	0	
大台町	2	0	1	0	2	34	50%	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	
伊勢市	16	23	16	4	6	271	100%	17%	27	23	9	14	10	428	33%	61%	25	4	3	インターネットサイト(民間、県私立幼稚園・認定こども園協会、全日本私立幼稚園連合会幼稚園ナビ)、大学・養成校、斡旋、職員の知人
鳥羽市	1	9	1	9	2	46	100%	100%	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	学校等に試験実施要項を送付
志摩市	2	0	2	0	3	99	100%	-	2	2	2	2	2	52	100%	100%	0	0	0	(公立)広報しま、志摩市ホームページ(私立)大学からのエントリー
玉城町	6	14	0	5	3	40	0%	36%	0	0	0	0	0	0	-	-	4	0	0	町広報誌、町ホームページ
度会町	2	0	2	0	2	45	100%	-	0	0	0	0	0	0	-	-	2	0	2	町HP、町広報誌、求人サイト
大紀町	2	0	2	0	0	31	100%	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	
南伊勢町	2	3	1	2	0	44	50%	67%	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	
名張市	0	7	0	5	1	84	-	71%	15	14	12	14	7	456	80%	100%	8	0	4	求人情報検索サイト、求人情報誌、知人の紹介
伊賀市	3	10	6	2	7	279	200%	20%	13	5	10	6	1	152	77%	120%	0	0	0	
尾鷲市	0	0	0	0	0	0	-	-	0	5	0	2	5	74	-	40%	7	0	0	就職フェア、大学、短期大学、専門学校、地方新聞求人広告
熊野市	1	2	0	0	0	52	0%	0%	1	1	1	1	0	21	100%	100%	2	0	0	短期大学への募集(1件)
紀北町	0	0	0	0	0	0	-	-	0	3	0	2	1	49	-	67%	0	0	0	
御浜町	2	2	2	2	1	42	100%	100%	0	0	0	0	0	0	-	-	2	0	0	町広報誌、町ホームページ、新聞広告
紀宝町	1	0	1	0	1	47	100%	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	
小計	112	184	109	105	110	4,267	A'/A	B'/B	397	187	291	136	108	4,671	A'/A	B'/B	142	23	80	
合計	296		214		4,377		97%	57%	584		427		4,779		73%	73%				
					令和4年度		88%	69%					令和4年度		67%	84%				社会福祉法人三重県社会福祉協議会(三重県保育士・保育所支援センター)

## 第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて

### 1 これまでの経緯

令和2年度から令和6年度までの子ども・子育て支援の方向性をまとめた「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を令和2年3月に策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策の実施を進めているところです。

当該計画の円滑な実施にあたっては、国が定める基本指針において「市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと、都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」とこととされています。

令和4年度が第二期計画の中間見直しの年に当たっていましたが、一部市町において計画の見直しの検討が令和5年度になったことから、昨年度の子ども・子育て会議において、県計画については今年度に、見直し後の市町の子ども・子育て支援事業計画の内容を把握・分析し、必要に応じて見直しを実施することとなりました。

### 2 市町計画の見直しの概要

国が示す第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する見直しのための考え方によると、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数（実績値）と各市町計画における量の見込みが10%以上の乖離が発生する場合には、原則として令和5年度及び6年度の量の見込みの見直しが必要と定められています。

県内では国指針に基づき、11の市町において子ども・子育て支援事業計画の見直しが実施されました。

県では、各市町に対して見込み数値等の調査を行い、提出された内容に基づき次の事業について数値をとりまとめました。

なお、第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画は、市町の第二期子ども・子育て支援計画と同時進行で策定されたこともあり、かつ10%以上の乖離がないために計画の見直しをしない市町もあるため、県計画の内訳と、実際の市町計画の数値が異なる場合があります。

○三重県全域の教育・保育の量の見込み、確保方策について

上段：変更後  
 中段：変更前  
 下段：(変更後－変更前)

令和6年度	量の見込み	確保の内容	確保の内容－ 量の見込み	単位
1号認定	12,671 <i>13,712</i> (▲1,041)	18,348 <i>21,884</i> (▲3,536)	5,677 <i>8,172</i> (－)	人
2号認定	25,010 <i>23,615</i> (1,395)	29,204 <i>28,922</i> (282)	4,194 <i>5,307</i> (－)	人
3号認定 (0歳)	2,806 <i>2,917</i> (▲111)	3,377 <i>3,423</i> (▲46)	571 <i>506</i> (－)	人
3号認定 (1－2歳)	12,915 <i>12,911</i> (4)	14,213 <i>14,190</i> (23)	1,298 <i>1,279</i> (－)	人

幼稚園ニーズ(1号認定)は減少傾向となっています。一方で保育ニーズについては、2号認定で増加、3号認定はわずかに減少となっております。

○三重県全域の地域子ども・子育て支援事業の見込み、確保方策について

上段：変更後  
 中段：変更前  
 下段：(変更後－変更前)

令和6年度	量の見込み	確保の内容	確保の内容－ 量の見込み	単位
放課後児童 健全育成事業	17,285 <i>17,168</i> (117)	19,659 <i>19,355</i> (304)	2,374 <i>2,187</i> (－)	人
延長保育事業	6,887 <i>6,931</i> (▲44)	7,379 <i>7,329</i> (50)	492 <i>398</i> (－)	人
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	11,043 <i>11,333</i> (▲290)	18,215 <i>18,311</i> (▲96)	7,172 <i>6,978</i> (－)	人日
一時預かり事業 (幼稚園型)	367,790 <i>466,141</i> (▲98,351)	541,491 <i>655,758</i> (▲114,267)	173,701 <i>189,617</i> (－)	人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	41,642 <i>56,293</i> (▲14,651)	59,814 <i>65,094</i> (▲5,280)	18,172 <i>8,801</i> (－)	人日

地域子育て支援拠点事業	61,707 <i>62,344</i> (▲637)	136箇所 <i>137箇所</i> (1箇所)		人回／月
利用者支援事業	72 <i>72</i> (0)	75 <i>74</i> (1)	3 <i>2</i> (-)	箇所
子育て短期支援事業	1,562 <i>1,432</i> (130)	1,948 <i>1,828</i> (120)	386 <i>396</i> (-)	人日
ファミリー・サポート・センター事業	18,587 <i>19,199</i> (▲612)	22,096 <i>21,504</i> (592)	3,509 <i>2,305</i> (-)	人日

※乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業、妊婦に対する健康診査については、確保方策の計画が無いことから、上記の表には記載していません。

県全体でみると、量の見込みについては、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業で増加していますが、その他事業については、減少しています。特に一時預かり事業については、大幅な減少となっています。

### 3 県計画の見直しについて

「教育・保育」では、2号認定が、「地域子ども・子育て支援事業」では、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業の量の見込みが増加していますが、その他事業の量の見込みについては、減少しております。

増減率が10%を超えるものも減少分であり、量の見込み増加分につきましても当初計画の確保方策が変更後の量の見込みを上回っており、全ての事業において確保方策が量の見込みを上回っております。

以上の理由により県全体として確保方策が量の見込みを下回っていないことから、第2期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しは実施しないこととします。

なお、依然として保育所や放課後児童クラブにおいて待機児童が発生していることから、引続き市町と連携し、ニーズに対する受入れの確保に努めていきます。

### 4 第3期三重県子ども・子育て支援事業支援計画について

令和6年度が現計画の最終年度となることから、取組状況や施策の現状と課題を把握し、市町の第3期子ども・子育て支援事業計画を踏まえて第3期計画（令和7年度～11年度）を来年度策定します。

## 「みえ自然保育協議会」の設立について

### 1 経緯

平成 27 年度に県が実施した「野外体験保育有効性調査」の結果から、自然に触れる保育が子どもたちの自主性や協調性などを高めることが分かっており、県では、平成 28 年度から令和 4 年度まで、野外体験保育（自然保育）を推進するため、アドバイザー派遣や事例研究会、広報啓発等を行ってきました。

このような中、令和 5 年 2 月に、（公社）国土緑化推進機構等の主催で開催された「三重県における自然保育推進に向けた意見交換会」において、県内で「森と自然を活用した幼児教育・保育」を一層推進するため、組織・分野・地域を越えた対話・連携等を促進するネットワークの必要性が提起されました。

これを受け、令和 5 年 9 月に、組織・分野・地域を越えた対話・連携等を通じて、自然保育が子どもの育ちを豊かにすることを幅広く共有することなどを目的として、保育・幼児教育施設や教育機関、自治体、関係団体、指導者等によるネットワークである「みえ自然保育協議会（事務局：高田短期大学）」が設立されたところです。

なお、県（子ども・福祉部長）は本協議会に「理事」として参画し、高田短期大学をはじめとした指定保育士養成施設、市町、関係団体などとともに、県内でどのように自然保育を進めていくのか、その方向性等を探っていくこととしています。

### 2 令和 5 年度事業計画

#### （1）県内保育・幼児教育施設における自然保育に係る調査の実施

県内の保育・幼児教育施設を対象とした調査を実施し、園庭・周辺地域等における保育環境の実態や、自治体・園等での取組、保育者の意識、自然保育を推進するにあたっての課題・要望等を把握します。

#### （2）先進事例視察・現地研修会の開催

上記調査において把握した自治体・園等の取組のうち、先進的な取組内容について理解を深め、他の自治体・園等が自然保育に係る具体的な取組に着手できるよう、先進事例の視察・現地研修会を開催します。

#### （3）実践団体交流会の開催

県内の自然保育に係る取組を一層促進させるため、先進的な取組を行う自治体・園等や、その指導・協力を行える森林・林業関係者、大学・教育機関関係者等が一堂に会する交流会を開催します。

### 3 「みえ自然保育協議会」構成員（令和5年11月末現在）

#### （1）理事 5者（団体）

高田短期大学（会長）

にじのはな保育園（社会福祉法人四日市厚生会）※四日市市

森の風こども園（社会福祉法人森の風学舎）※菰野町

いなべ市

三重県（子ども・福祉部）

#### （2）アドバイザー 3者（団体）

（独）国立青少年教育振興機構 高瀬氏

（一社）東京学芸大 Explayground 推進機構 木俣氏

三重県林業研究所

#### （3）会員 13者（団体）

三重県保育協議会

（一社）三重県私立幼稚園・認定こども園協会

三重県私立保育連盟

おひさまの森ようちえん（森のようちえん）※桑名市

ことり保育園（社会福祉法人ひよこ会）※四日市市

さくら保育園（社会福祉法人慈徳会）※松阪市

いっしょに子育て親育ち なないろのわ（認可外保育施設）※いなべ市

亀山市

大台町

三重県教育委員会事務局（小中学校教育課） ほか

## 認定こども園における不適切保育事案への対応について

### 1 事案の経緯

令和5年3月、社会福祉法人花園福祉会（以下「法人」という。）が運営する幼保連携型認定こども園長寿認定こども園（以下「園」という。）において、不適切保育事案と疑われる事案があると桑名市に相談があり、4月11日に桑名市から県に連絡・相談がありました。その後、県と桑名市が合同で、6月9日から8月22日までの間に、特別監査を8回実施しました。

特別監査の結果、園において虐待等が認められたため、令和5年9月7日、県は法人に対し11件の改善勧告等の行政指導を行いました。

法人に対して、令和5年11月7日を期限として改善報告書の提出を求めていたところ、令和5年11月1日に改善報告書が提出されました。

### 2 特別監査で確認した事項

6月9日から8月22日の間に保育士等への聴き取りを中心として行った特別監査では、次の様な事項を確認しました。

#### （1）虐待、子どもの心身に有害な影響を与える行為等に関すること

当該施設において、虐待18件（身体的虐待4件、心理的虐待11件、ネグレクト3件）、子どもの心身に有害な影響を与える行為15件、虐待等と疑われる事案（いわゆる不適切な保育）12件及び子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり7件の発生が、それぞれ認められました。

身体的虐待：保育教諭が、積み重ねた机の上に乗った園児を下した後、その足を持って引き摺って移動させたなど

#### （2）施設運営上の諸課題に関すること

当該施設では、園長の組織運営や保育教諭らに対するマネジメントが十分でなかったことや、人権研修などの受講の機会がなかったことなどの課題も明らかとなりました。

### 3 県が行った行政指導及びそれに対する園からの改善報告の概要

特別監査結果をふまえ、9月7日、県から法人に対して、勧告事項11件、改善事項3件、指導事項4件の行政指導を行いました。これらの行政指導に対しては、園から11月1日付けで改善報告書が提出されました。それらの概要は、以下のとおりです。

#### <勧告事項>

① 園児に対しては寛容性をもって指導を行うこと。

##### 改善内容

- ・外部研修の受講や定期的な内部研修の実施
- ・公立園の保育の見学（9月時点：20名）
- ・食に関する講習実施（9月）
- ・他園経験のある保育教諭を指導的役割を担う教諭として雇用（8月～）

② 虐待等により傷付いた園児らのこころのケアを行うとともに、保護者への説明を尽くすこと。

##### 改善内容

- ・臨床心理士による園児、保護者に対するケアを実施（令和5年6月～）
- ・保護者に対して園の改善取組をまとめた第三者委員会だよりを定期的に発行

③ 虐待等の各事案等に関して、当該職員に対して懲戒処分等の厳正な措置を講じること。

##### 改善内容

- ・懲戒処分に該当する在職職員に対し厳正な措置を実施
- ・当時の園長は理事長職を令和5年10月31日付けで辞任

④ 園児と保護者との信頼回復のための適切な措置を速やかに講じること。

##### 改善内容

- ・連絡帳やホワイトボードを積極的に活用して、保護者と子どもの様子を情報共有
- ・新しく「日常の保育」を保護者に見てもらおうための保護者参加型行事を開始して、保護者の意見を聴くなどの取組を開始

## 4 改善報告書提出後の対応

令和5年11月に桑名市と合同で実地による確認監査を行い、保育の実態を目視するとともに、関係書類や職員への聴き取り等により改善報告書に記載された改善内容について確認しているところです。

今後も3か月毎におおむね1年程度かけて、改善に向けた取組が継続して行われているか、実地による確認を行っていきます。

## 5 再発防止に向けた取組

不適切保育の再発防止に向けて、令和6年2月に四日市市、津市、伊勢市の3会場において、県内すべての保育所、認定こども園、幼稚園の主任保育士等を対象とした子どもの人権擁護に関する集合研修を実施するとともに、後日、研修内容について、動画で配信を行います。

また、社会福祉施設等に対する指導監査体制のさらなる充実を図っていきます。



## 令和6年度の対応

### 【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



### 【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

## 令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

# 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年12月11日  
第8回こども未来戦略会議  
参考資料1

## 検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

## 制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

## 【本格実施に向けたスケジュール】

### 令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**（※）
  - ・ 150自治体程度を想定
  - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

### 令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
  - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

### 令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
  - ・ 全自治体で実施（※）
  - ・ 国が定める月一定時間までの利用枠

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。  
（令和8・9年度の2年間の経過措置）

## 【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。  
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）~~の~~仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。 等 1

## 1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




## 2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

### 【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、  
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

### 【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
<b>創設</b>	<b>常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。</b>	 * 2名とも常勤	<b>6,552千円</b>
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を <b>2名以上配置（※）</b> した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を <b>1名のみ</b> 配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

## 3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 2. 施策の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】（令和5年度：7,037,000円）

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

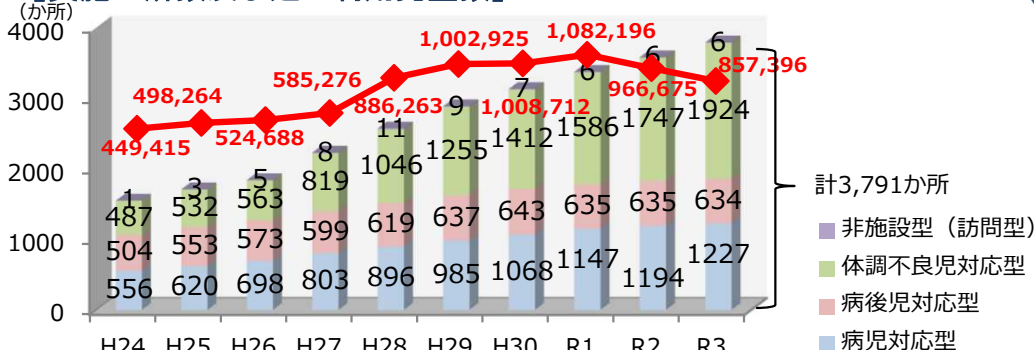
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

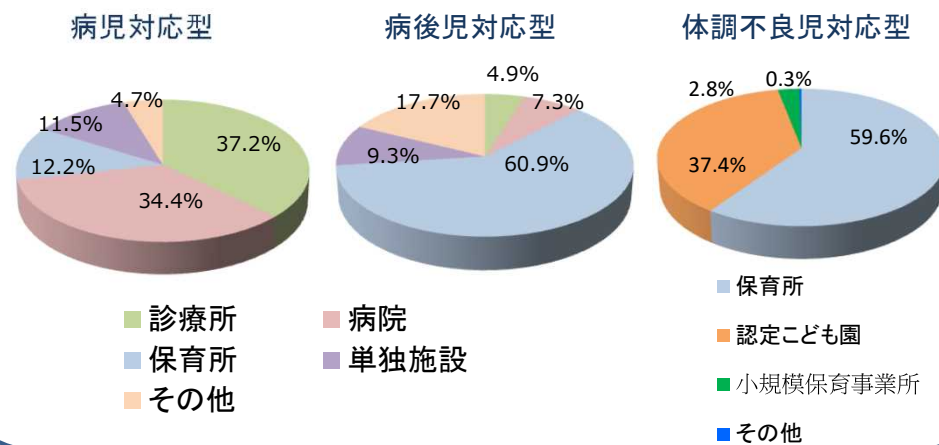
年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

### 【実施場所】





# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

# 地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型）） 成育局 成育環境課

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
 令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

## 2 施策の内容

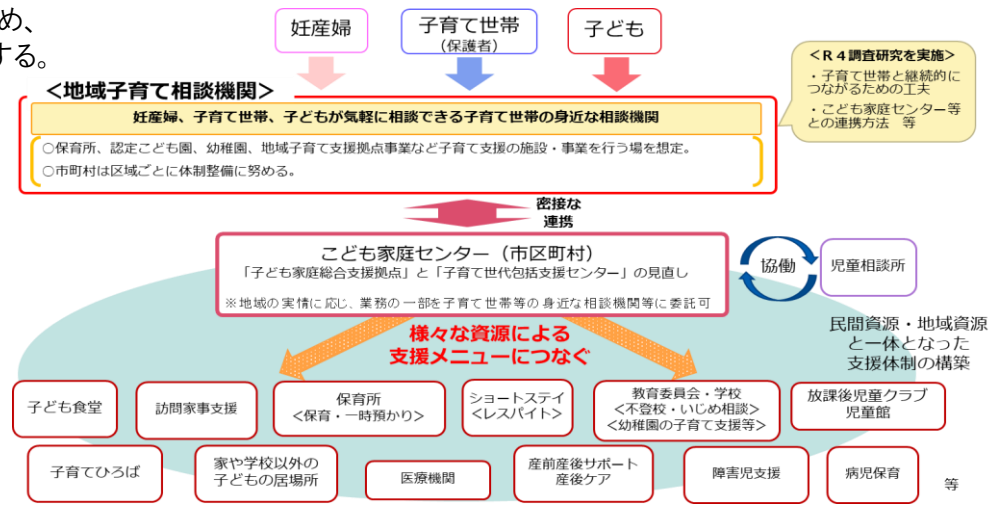
- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

### 児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



## 3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

## 5 見直し内容

現行	見直し案
基本型 1カ所あたり 7,688千円 ※要件:専任職員1名	基本Ⅰ型 1カ所あたり 7,730千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
	基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
	基本Ⅲ型 1カ所あたり 300千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる。

# 利用者支援事業（こども家庭センター型）

支援局 虐待防止対策課  
成育局 母子保健課

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和6年度予算案 2,208億円（1,920億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

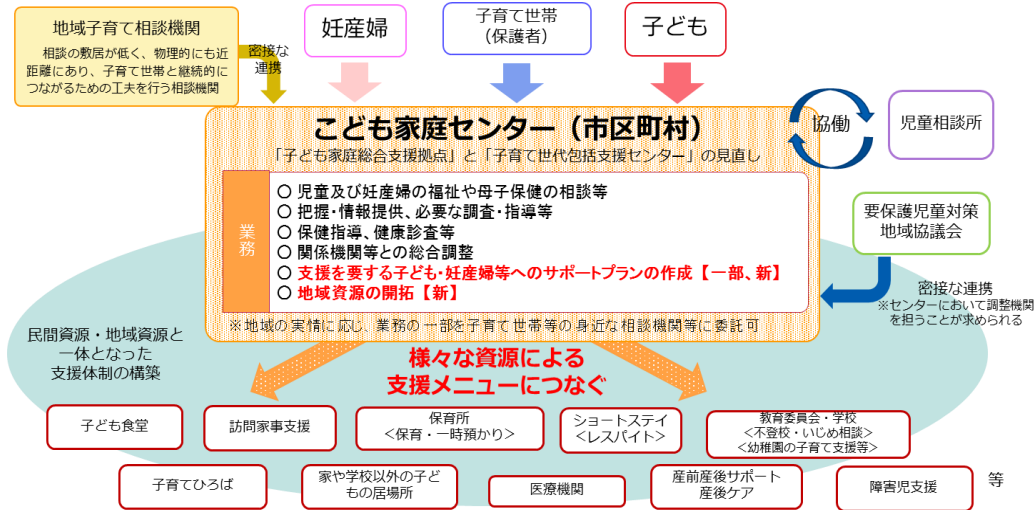
## 2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

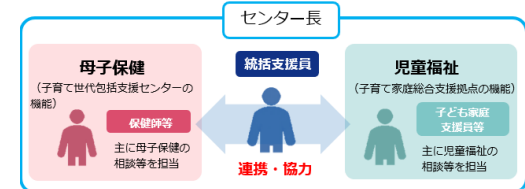
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

### ＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



＜こども家庭センターにおける一体的支援＞



# 利用者支援事業（こども家庭センター型）

## 3 実施主体等

【実施主体】市区町村                      【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

### ①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

### ②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

### ③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

### ④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり)                      委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

### ⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり)                      委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

### ⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

### ⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの設置の有無に関わらず、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターを設置していない場合、補助対象外となります。）



&lt;子ども・子育て支援交付金&gt;

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

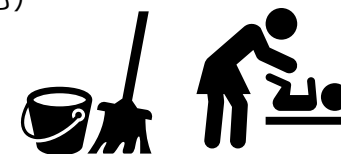
## 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



## 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円

※③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

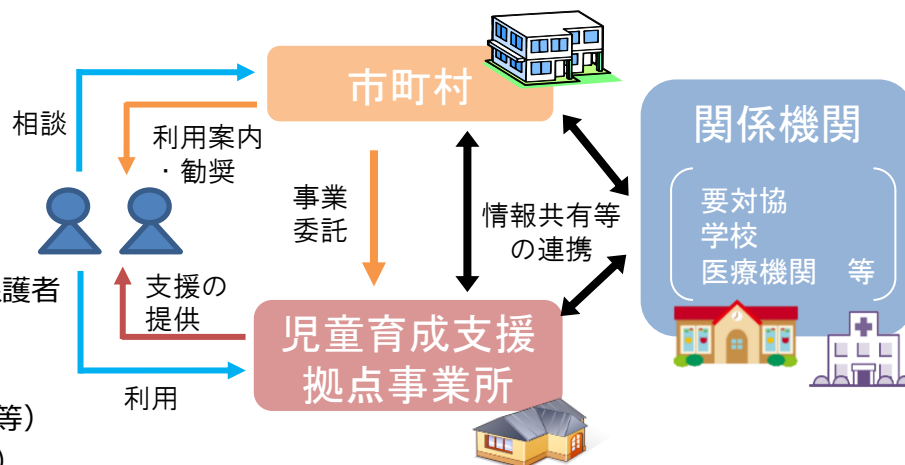
## 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



## 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村 (市区町村が認めたものに委託可)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価 (案)】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円 (※)	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり	944千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	225千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円 (※)	○賃借料支援加算	1事業所当たり	3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

## 3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
住民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,330円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 **2,074**億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

## 2. 施策の内容

### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合



### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



## 3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

### 1 運営費

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

#### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

#### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
  - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
  - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3 **【拡充】専任人員配置支援** 1事業所当たり 6,497千円